

電子取引に関する契約約款 (インターネット取引「Expert」約款)

第1章 総 則

第1条 (目 的)

この約款は、お客様と岡藤商事株式会社（以下「弊社」といいます。）との間において、商品先物取引法（以下「法」といいます。）に基づいて設立された商品取引所（以下「商品取引所」といいます。）の開設する商品市場における先物取引の受託に関する契約を締結し、これに基づいて行うインターネット取引「Expert」（以下「本システム」といいます。）について定めることを目的とします。

第2条 (遵 守)

お客様及び弊社は、この約款を遵守し、これに従ってインターネット取引を行うものとします。

- ② この約款に定めのない事項については、法、関係諸法令並びに商品取引所の定める受託契約準則（以下「準則」といいます。）に準拠してインターネット取引を行うものとします。

第2条の2 (反社会的勢力の排除)

弊社は、暴力団をはじめとする反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）とは本システムにおける取引を行いません。

- ② 弊社は、本システムにおける取引が開始された後に、お客様が反社会的勢力であると判明した場合、第7条第1項を適用し、本システムのご利用を速やかにお断りするとともに、同条各項に定める措置を講じます。

第3条 (定 義)

お客様は本システムにおいて、電子情報処理組織を利用する方法により、弊社が別途定める商品取引所及び商品の先物取引を行うことができます。

- ② 本システムを利用できる取引は通常の商品先物取引に限られ、オプション取引は含みません。
- ③ お客様は本システムを利用するに当たり、投資情報等を利用することができます。
- ④ 投資情報等は、弊社がその時点で提供可能なものとし、弊社は、お客様が本システムを通じて得る投資情報等について、その内容及び時間等の完全性、正確性、確実性、有用性その他の保証を行うものではありません。
- ⑤ 本システムの投資情報等の利用により発生したお客様又は第三者の損害について、弊社は一切責任を負いません。
- ⑥ 本約款における「営業日」とは、株式会社日本商品清算機構（以下「JCCH」といいます。）が定める計算区域ごとの日を意味します。
- ⑦ 本約款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとします。

1. 預り証拠金額

お客様が弊社に預託または差し入れた現金及び有価証券等の合計額をいいます。

2. 値洗損益金通算額

保有している建玉に係る計算上の損益金額をいいます。

3. 売買差損益金額

建玉を決済することにより生じた損益金額のうち、お客様と弊社の間で未決済の金額をいいます。

4. 現金授受予定額

値洗損益金通算額と売買差損益金額の合計額から、建玉を決済した際に控除される委託手数料（消費税を含めます。）のうち、お客様と弊社の間で未決済の金額を差し引いた金額をいいます。但し、値洗

損益金通算額がプラスの場合は計算しないものとします。

5. 現金支払予定額

現金授受予定額がマイナスの場合の当該額をいいます。

6. 受入証拠金の総額

預り証拠金額に現金授受予定金額を加減した金額をいいます。

7. 委託者証拠金維持額

建玉維持に必要な証拠金として、上場商品ごとに、全限月の売建玉と買建玉の枚数をそれぞれ合算し、その結果いずれが多い枚数に、JCCH が定める新規建玉に必要な最低水準額（以下「プライススキャンレンジ」といいます。）および弊社が別途定める料率を乗じて、上場商品ごとの金額（100 円の位切り上げ）を計算し、その合計額に納会月割増額を加算した金額をいいます。弊社が別途定める料率は、プライススキャンレンジの 100%から 200%の範囲内とします。

8. 委託者証拠金必要額

建玉維持および新規建玉に必要な証拠金として、上場商品ごとに、全限月の売建玉と買建玉の枚数をそれぞれ合算し、その結果いずれが多い枚数に、プライススキャンレンジおよび弊社が別途定める料率を乗じて、上場商品ごとの金額（100 円の位切り上げ）を計算し、その合計額に納会月割増額を加算した金額をいいます。弊社が別途定める料率は、プライススキャンレンジの 100%から 200%の範囲内とし、料率は、委託者証拠金維持額と同率以上とします。

9. 総額の不足額

受入証拠金の総額が委託者証拠金維持額を下回っている場合の当該額をいいます。

10. 現金不足額

預り証拠金額のうち、現金の額が現金支払予定額を下回っている場合の当該額をいいます。

11. 預り証拠金余剰額

受入証拠金の総額から、委託者証拠金必要額を控除した金額がプラスとなる場合の当該額をいいます。新規建玉に係る注文済み未約定注文がある場合は、当該注文が成立したものと看做して委託者証拠金必要額の計算を行います。

12. 納会月割増額

1 番限の売建玉または買建玉のいずれが多い枚数に、JCCH が納会月の割増額として定めるアウトライト・チャージまたはスプレッド・チャージのいずれが多い金額を乗じた金額をいいます。

第 2 章 システムの利用

第 4 条（申込み及び口座開設）

本システムのご利用をご希望されるお客様は、準則並びに本約款の内容を了知した上で取引を行うことを承諾する旨の口座開設申込書を弊社に提出していただきます。

- ② 弊社は、お申込みを受付けてお客様の理解度の確認及び弊社の口座開設審査を行った上で口座開設通知書を送付します。
- ③ 前項の審査の内容及び結果に関するお問合せに対して弊社は回答しないものとします。

第 5 条（契約成立及び本システムの利用）

本システムは、次に掲げる事項を満たした場合に利用することができます。

- 1. お客様が、本システムで取り扱う取引銘柄において、弊社が別途定める当該取引銘柄に係る取引証拠金又は委託証拠金（以下単に「証拠金」といいます。）のうち、商品 1 枚あたりの最低金額（以下「最低預り金額」といいます。）以上の証拠金を差し入れ又は預託し、弊社が、当該証拠金の預託を確認した時をもって、本契約は成立したものとみなします。
 - 2. 弊社がお客様に通知するユーザー ID 及び登録されたパスワードと、お客様が利用時に使用するユーザー ID 及びパスワードとが一致した場合。
- ② お客様のユーザー ID 及びパスワードは、契約したご本人のみ使用することができ、第三者に譲渡もし

くは貸与することはできません。

第6条（利用時間）

お客様が本システムを利用できる時間は、原則として24時間利用可能です。利用時間を変更する場合はお客様に通知します。

- ② 本システム保守のために必要なサーバーメンテナンスの作業中は、本システムの全部又は一部の機能を利用できない場合があります。

第7条（本システム利用の中止及び解約）

お客様が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、弊社はお客様に対し、本システムのご利用を中止し口座を解約することができます。

1. 本システムにより得た情報を営業に利用することはもちろん、第三者へ提供する目的で情報を加工又は再利用した場合。
 2. ユーザーID及びパスワードを第三者の利用に供した場合。また、本システムの情報及び内容を第三者に漏洩し、又、他と共同して利用した場合。
 3. 仮名又は借名を用いられた場合。
 4. 弊社への届出内容及び申告内容に虚偽があったことが判明した場合。
 5. 弊社への届出内容及び申告内容に変更があったにもかかわらず、所定の変更手続きが行われなかった場合。
 6. 弊社からのメール又は郵便物を正常にお受取できない場合。
 7. 不足金処理等ご自身の口座管理を適切に行わなかった場合。
 8. 本約款に違反するお取引を行った場合又は本システムをご利用いただくことが不相当であると弊社が判断した場合。
 9. 支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくは特別清算開始の申立て（類似の法的手続の開始の申立てを含む）があった場合。
 10. 手形の不渡り又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 11. 弊社に対する債権又は弊社に預託している預り証拠金額その他の担保の目的物について差押又は仮差押があった場合。
- ② お客様が前項のいずれかに該当した場合は、弊社はそれ以降の新規の売買注文を中止し、未決済の建玉をお客様の計算において処分することができます。
- ③ 前二項の措置によりお客様に費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等は全てお客様の負担とし、お客様は弊社に対し当該請求は一切できないものとします。
- ④ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、弊社はお客様に対し、本システムの利用を一時中止することがあります。
1. 建玉がない期間が90日以上継続した場合。
 2. 預り証拠金額が最低預り金額に満たない期間が30日以上継続した場合。
 3. 本約款に違反する場合。
- ⑤ 前項により利用を停止する場合、預り証拠金額を返還することができるものとします。

第3章 証拠金の預託

第8条（証拠金の預託）

お客様は証拠金を預託した後でなければ、取引をすることはできません。

- ② お客様が弊社で本システムを利用する以外の方法で、商品先物取引を行うため弊社に証拠金を預託している場合でも、証拠金を別途預託しなければなりません。
- ③ 弊社は、証拠金（現金）の預託について、当該預託にかかる預り証（現金）の発行を行わずに、本システム画面において証拠金の預り残高を一括で表示し通知するものとします。

第9条（証拠金の受入れ）

お客様から弊社への証拠金のご入金は、弊社指定の銀行口座へ振込で行うものとします。

- ② 証拠金は、弊社指定の銀行口座への入金を確認した時点で預託があったものとします。

第10条（充用有価証券の受入れ）

お客様から弊社へ預り証拠金額として JCCH が定める充用有価証券（倉荷証券を除く）を差し入れる場合は、お電話にてお申しいただき、お客様が保管振替制度を利用した充用有価証券の差入れに必要な所定の手続きを完了し、弊社において、弊社所定の口座への当該有価証券の入庫を確認した時点で預託があったものとし、お客様に対して当該預託にかかる預り証を交付します。

- ② 充用有価証券が株式の場合は、単位株に限るものとします。

第10条の2（倉荷証券の受入れ）

お客様から弊社へ預り証拠金額として JCCH が定める充用有価証券のうち倉荷証券を差し入れる場合は、お電話にてお申しいただき、書留郵便にて保険を付し、弊社コールセンター宛郵送するものとします。なお、倉荷証券の郵送中の事故については、弊社は一切の責任を負いません。

- ② 充用有価証券のうち倉荷証券を預託する場合は、預託時及び3ヶ月毎に保管料を精算するものとします。
- ③ 倉荷証券は、弊社コールセンターにて当該倉荷証券を確認した時点で預託があったものとし、お客様に対して当該預託にかかる預り証を交付します。

第4章 取引の注文

第11条（注文の種類、執行条件及び有効期限）

お客様が商品取引所で委託できる注文の種類、執行条件及び有効期限については、別途定めるものとします。

第12条（売買注文の受付）

お客様の売買注文は、お客様が本システムを利用して注文内容を入力後、その入力内容を弊社が受信した時点で注文受付とします。

- ② お客様のご希望により、弊社コールセンターは、お客様の売買注文を電話にて代行でお受けいたします（以下「代行注文」といいます。）。なお、代行注文の受付時間は、弊社コールセンターの営業時間内（8時30分から18時）とします。

第13条（手数料）

お客様が、第12条第1項により委託される売買注文に係る手数料、並びに第21条2項、第23条3項、第25条1項、第26条、第28条4項、第29条及び第40条による建玉の処分に係る手数料については、別途定めるものとします。

- ② 第12条第2項による代行注文に係る手数料については、別途定めるものとします。
- ③ 第28条第1項による受渡し決済に係る手数料については、別途定めるものとします。
- ④ 前三項の手数料の変更については、弊社の本システム画面における表示によって、お客様へ通知されたものとします。
- ⑤ 本条第1項、第2項及び第3項に定める手数料の徴収時期は、別途定めるものとします。

第14条（限月の制限）

本システムにおいては、東京工業品取引所における貴金属市場において取引される銘柄に限り、1番限の新規建玉の売買注文を行うことができるものとします。

- ② 前項の新規建玉の売買注文は、次の各号に定める日までとします。

1. 貴金属市場（現金決済先物取引を除く。）において取引される銘柄については、原則として当月限納

会日の属する月の15日（休業日である場合は、前営業日とする。）までとします。

2. 貴金属市場のうち現金決済先物取引において取引される銘柄については、取引最終日までとします。

- ③ 弊社は、市場環境及び投資家保護を勘案して、商品取引所における一部の商品の取引可能な限月を制限する場合があります。

第15条（建玉の制限等）

第12条に従い売買注文を委託できる数量は、お客様が自己の余裕資金として申告し、弊社の審査を経て設定される投資可能資金額（以下「投資可能資金額」といいます。）の範囲内とします。但し、商品取引所が商品ごとに定める建玉制限枚数を上限とします。なお、お客様が弊社で本システム以外の方法で商品先物取引を行っている場合は、本システムと本システム以外の合計額で設定される投資可能資金額を本システムに係る投資可能資金額と本システム以外に係る投資可能資金額に分けて申告いただきます。

- ② 前項にかかわらず、弊社が必要と判断した場合には別途、建玉を制限する場合があります。
- ③ お客様は、原則として投資可能資金額を超える入金及び取引はできません。投資可能資金額を超える入金がある場合は、その超過金額を返還するものとし、投資可能資金額を超える取引がある場合は、その範囲内となるよう、弊社はおお客様の計算において任意に建玉を処分する場合があります。
- ④ お客様が投資可能資金額を増額される場合は、弊社所定の申請手続を行うものとし、審査の結果、適当と認められた場合に限り投資可能資金額を増額することができます。

第16条（注文締切時間）

売買注文の締切時間は、原則として夜間立会及び日中立会とも、各立会終了直前までとします。夜間立会の売買注文の締切り後に弊社が確認した注文は、当営業日の日中立会の執行注文として受付け、日中立会の売買注文の締切り後に弊社が確認した注文は、翌営業日の夜間立会の執行注文として受付けます。（但し、日中立会で終了する日においては、翌営業日の日中立会の執行注文として受付けます。）

第17条（売買注文の成立、不成立の報告）

弊社は委託を受けた売買注文の成立及び不成立については、本システム画面における表示及び電子メールにて通知するものとします。

第18条（売買注文の取消、変更）

お客様が第12条に従い委託された売買注文は、未成立の売買注文に限り、発注済の売買注文の取消、または変更を行うことができます。

第19条（売買注文の制限）

弊社は、次のような場合に売買注文をお受けすることができないことがあります。

1. お客様が委託を希望される新規の売買注文に係る証拠金に、委託者証拠金必要額を加えた金額が、投資可能資金額の範囲を超える場合。
2. お客様が委託を希望される新規の売買注文に係る証拠金に、委託者証拠金必要額を加えた金額が、投資可能資金額から決済済み売買差損益金額を通算した額の損金を減じた金額を超える場合。
3. 商品取引所の規制等により、売買が制限又は停止となった場合。
4. お客様が委託を希望される売買注文が、法令、規制等に反している場合。
5. その他、取引の健全性に照らし、弊社が不適当と判断した場合。

第 20 条（売買注文の強制取消）

未成立の新規の売買注文について、前条第 1 項第 3 号から第 5 号に該当することになった場合、弊社は強制的に売買注文を取消することができるものとします。

- ② 未成立の新規の売買注文について、委託者証拠金必要額が、受入証拠金の総額を超える場合、弊社が強制的に取消することができるものとします。
- ③ 未成立の新規の売買注文について、翌営業日に商品 1 枚あたりの証拠金の金額が増額され、委託者証拠金必要額が、受入証拠金の総額を超える場合、弊社が強制的に取消することができるものとします。

第 21 条（総額の不足額の処理）

弊社は、総額の不足額が発生した場合、発生日に直ちに当該不足額の請求を電子メールで発信することにより、お客様に通知したものとし、あわせて弊社の本システム画面においても表示します。

- ② 総額の不足額が発生した翌営業日の正午までに、次の各号の合計金額が、弊社よりお客様に請求した不足請求額（以下「不足請求額」といいます。）を上回らない場合は、第 22 条に基づき弊社はお客様の計算により任意に建玉の処分注文を発注します。
 - 1. 総額の不足額が発生した翌営業日の正午までに入金となった金額。
 - 2. 総額の不足額が発生した翌営業日の正午までに建玉の手仕舞いを行い、不要となった委託者証拠金維持額、納会月割増額の合計金額。
- ③ 総額の不足額が発生により建玉の強制処分となった場合は、処分が終了するまでは新規の売買注文はできないものとします。

第 22 条（総額の不足額による建玉の強制処分の範囲）

総額の不足額が解消されない場合、弊社は第 21 条第 2 項により、全ての商品及び全ての限月の建玉の全部又は一部を処分することといたします。

- ② 建玉の処分は、総額の不足額が発生した日の翌営業日正午よりお客様の計算において、各々 Market Order（マーケット・オーダー）の「Fill and Kill」にて発注いたします。不成立によって当該注文の全部又は一部が取り消された場合、弊社は全ての注文が成立するまでお客様の計算において任意に注文を継続するものとします。

第 23 条（現金不足額の処理）

弊社は、現金不足額が発生した場合、発生日に直ちに現金不足額の請求を電子メールで発信することにより、お客様に通知したものとし、あわせて弊社の本システム画面においても表示します。

- ② 現金不足額に相当する額の委託者証拠金維持額は、充用有価証券等をもって充当することができないものとします。
- ③ 現金不足額が発生した翌営業日の正午までに入金となった金額が、弊社よりお客様に請求した現金不足額を上回らない場合は、第 24 条に基づき弊社はお客様の計算により任意に建玉の処分注文を発注します。
- ④ 現金不足額が発生により建玉の強制処分となった場合は、処分が終了するまでは新規の売買注文はできないものとします。
- ⑤ 前 2 項の規定にかかわらず、弊社と特約を締結した場合には、当分の間、現金不足額に相当する額の委託者証拠金維持額について、充用有価証券等をもって充当することができるものとします。

第 24 条（現金不足額による建玉の強制処分範囲）

現金不足額が解消されない場合、弊社は第 23 条第 3 項により、全ての商品及び全ての限月の建玉の全部又は一部の処分を行うものとします。

- ② 建玉の処分は、現金不足額が発生した日の翌営業日正午よりお客様の計算において、各々 Market Order（マーケット・オーダー）の「Fill and Kill」にて発注いたします。不成立によって当該注文の全部又は一部が取り消された場合、弊社は全ての注文が成立するまでお客様の計算において任意に注文を継続するものとします。

第 25 条（不足請求額及び現金不足額の両方を請求することとなった場合）

不足請求額と現金不足額の両方の請求があった場合、現金不足額に該当する部分については、お客様は、請求があった日の翌営業日正午までに、当該額を現金にて預託または差し入れを行い、且つ、不足請求額に該当する部分については、弊社に預託または差し入れていただくか、建玉の全部または一部を処分する必要があります。但し、請求があった日の翌営業日正午までに、弊社において不足請求額及び現金不足額の預託または差し入れの確認が出来なかった場合、または、お客様が建玉の処分を行わなかった場合、弊社は、お客様の建玉の全部または一部をお客様の計算において任意に処分することができます。

- ② 建玉の処分は、不足請求額及び現金不足額が発生した日の翌営業日正午よりお客様の計算において、各々 Market Order（マーケット・オーダー）の「Fill and Kill」にて発注いたします。不成立によって当該注文の全部又は一部が取り消された場合、弊社は全ての注文が成立するまでお客様の計算において任意に注文を継続するものとします。

第 26 条（準則の定めによる建玉の強制処分）

準則第 15 条第 3 項、同第 24 条又は同第 26 条第 1 項、第 2 項もしくは第 3 項の規定に抵触することとなった場合は、準則の定めに従ってお客様の計算において建玉の処分注文を発注します。

第 5 章 取引の決済等

第 27 条（指示日）

各銘柄の指示日は次の通りとします。

1. 東京工業品取引所における現金決済先物取引を除く上場商品の指示日は、納会日の属する月の 15 日（休業日である場合は、前営業日。）とします。
2. 東京穀物商品取引所における上場商品でとうもろこし、一般大豆、アラビカコーヒー生豆、米穀の指示日は、納会月の属する月の 1 日（休業日である場合は、前営業日。）とし、NON-GMO 大豆、小豆及び粗糖の指示日は、納会月の属する月の 15 日（休業日である場合は、前営業日。）とします。

第 28 条（受渡しによる決済）

本システムにおいては、東京工業品取引所における貴金属市場（現金決済先物取引を除く。）において取引される銘柄に限り、受渡しによる決済を行うことが出来るものとします。

- ② 受渡しによる決済を希望する場合、お客様は、指示日の 16 時までには当該決済を行う旨を弊社へ申し出、かつ、当該日時までに、買い方の場合は受渡しによる決済に係る代金相当額を、売り方の場合は当該決済に係る倉荷証券を弊社に預託するものとします。
- ③ 前項の受渡しによる決済に係る代金相当額（以下、「受渡代金相当額」といいます。）は、当該決済に係る総取引金額に相当する額に消費税相当額、新規の委託手数料及び受渡し手数料を加算した額とし、指示

日までに弊社へ預託するものとします。弊社は、受渡日において、当該受渡代金相当額のうち当該決済に係る実際の総取引金額と消費税、新規の委託手数料及び受渡し手数料を受渡代金として徴収し、その余剰額については、お客様の本取引口座へ返還するものとします。

- ④ 第2項の規定にかかわらず、指示日の16時までに受渡代金相当額又は倉荷証券の預託を確認できない場合又は指示日の16時以降納会日の前営業日までの間に該当する建玉の残枚数が東京工業品取引所の取引要綱に定める受渡単位に満たない場合、弊社は、翌営業日以降の売買立会において、お客様の計算において任意に当該建玉を処分するものとし、その処分方法については、第22条第2項の規定を準用するものとします。
- ⑤ 受渡日において、買い方に係る倉荷証券及び売り方に係る受渡代金は、これをお客様の本取引口座へ預り証拠金として振替し預託するものとします。
- ⑥ 本条の規定における受渡代金相当額及び倉荷証券は、本条に規定する取引の決済を行わない限り当該決済取引以外の取引に係る証拠金に充当することはできません。
- ⑦ 受渡しによる決済について、本約款に定めのない事項については、東京工業品取引所の定める準則その他の規程に従うものとします。

第29条（反対売買による決済の特例）

本システムにおいては、お客様のお取引で当月限に係るものについては、次項の方法により、当該お取引をお客様の計算において転売又は買戻しにより処分するものとします。

- ② 東京工業品取引所の銘柄については、銘柄により次の各号に掲げる方法によって処分するものとします。
 1. 貴金属市場（現金決済先物取引を除く。）及びゴム市場において取引される銘柄については、指示日の16時までに、買い方の場合は受渡代金相当額、売り方の場合は受渡しによる決済に係る倉荷証券の預託を確認できない場合又は指示日の16時以降納会日の前営業日までの間に該当する建玉の残枚数が東京工業品取引所の取引要綱に定める受渡単位に満たない場合、翌営業日以降の売買立会において処分するものとします。本号に係る取引で納会日の前営業日までに反対売買による決済がなされない場合、納会日の売買立会において処分するものとします。
 2. 石油市場（現金決済先物取引銘柄を除く。）及び中京石油市場において取引される銘柄については、指示日の翌営業日以降の売買立会において処分するものとします。
 3. 現金決済先物取引及び指数先物取引に係る上場商品市場において取引される銘柄については、当月限取引最終日までに反対売買による決済がなされない場合、当月限最終決済日において同取引所が定める最終決済価格又は最終決済数値により処分するものとします。
 4. 第1号及び第2号の規定において、該当する建玉の処分方法については、第22条第2項の規定を準用するものとします。
 5. 第1号の規定における受渡代金相当額及び倉荷証券は、同号に規定する取引の決済を行わない限り当該決済取引以外の取引に係る証拠金に充当することはできません。
 6. 第1号及び第2号の規定にもかかわらず、お客様が納会日までに反対売買による決済ができずに受渡しを行わざるを得ない場合は、本約款に定めのない事項については、東京工業品取引所の定める準則その他の規程に従うものとします。
- ③ 東京穀物商品取引所の銘柄については、銘柄により次の各号に掲げる方法によって処分するものとします。
 1. 一般大豆、小豆、アラビカコーヒー生豆、米穀については、指示日の16時までに、買い方の場合は受渡代金相当額、売り方の場合は受渡しによる決済に係る倉荷証券の預託を確認できない場合又は指示

日の 16 時以降納会日の前営業日までの間に該当する建玉の残枚数が東京穀物商品取引所の取引要綱に定める受渡単位に満たない場合、翌営業日以降の売買立会において処分するものとします。本号に係る取引で納会日の前営業日までに反対売買による決済がなされない場合、納会日の売買立会において処分するものとします。

2. とうもろこし、粗糖については、指示日の翌営業日以降の売買立会において処分するものとします。
3. 第 1 号及び第 2 号の規定において、該当する建玉の処分方法については、第 22 条第 2 項の規定を準用するものとします。
4. 第 1 号の規定における受渡代金相当額及び倉荷証券は、同号に規定する取引の決済を行わない限り当該決済取引以外の取引に係る証拠金に充当することはできません。
5. 第 1 号及び第 2 号の規定にもかかわらず、お客様が納会日までに反対売買による決済ができずに受渡しを行わざるを得ない場合は、本約款に定めのない事項については、東京穀物商品取引所の定める準則その他の規程に従うものとします。

第 30 条（預り証拠金額の返還）

弊社からお客様への預り証拠金額（現金）の返還は、出金依頼画面から入力されたお客様の依頼により、お客様指定の銀行口座へ依頼日の翌営業日に銀行振込により行うものとします。

- ② 預り証拠金額の返還の依頼は、弊社営業日の 16 時までとし、それ以降の依頼は翌営業日扱いとします。
- ③ 第 1 項の依頼できる金額は、受入証拠金の総額から、委託者証拠金必要額を控除した金額がプラスとなった場合の当該余剰額（以下、「返還可能額」といいます。）の範囲内とします。
- ④ 返還可能額は、依頼日の日中立会の帳入値段に基づき計算するものとします。
- ⑤ 口座残高が最低預り証拠金額未満となる出金の場合は、弊社にて、残りの預り証拠金額を合わせて出金することができるものとします。
- ⑥ 第 1 項の預り証拠金の返還に係る費用については、別途定めるものとします。

第 31 条（充用有価証券の返還）

お客様が充用有価証券（倉荷証券を除く）の返還を受ける場合は、お電話にてお申添いただくことにより、弊社が別途定める手続に基づく証券会社への振替により当該有価証券を返還するものとします。

- ② お客様が返還を依頼できる充用有価証券の数量は、返還可能額の範囲とします。
- ③ 返還可能額は、弊社が当該充用有価証券にかかる預り証の返還を受けた日（返還日が営業日でない場合は翌営業日）の日中立会の帳入値段に基づき計算するものとします。

第 31 条の 2（倉荷証券の返還）

お客様が倉荷証券の返還を受ける場合は、お電話にてお申添いただくことにより、お客様の指定場所に書留郵便にて保険を付して郵送するものとします。

- ② 前項において、前条第 2 項及び第 3 項の規定を準用します。
- ③ 弊社は、有価証券をお客様へ返還する場合、万一郵便事故で有価証券が紛失した時はすみやかに同一種類同一銘柄の有価証券を以って弁済します。この弁済の完了を以って紛失した有価証券に係る一切の権利は弊社に移転するものとします。
- ④ 弊社は、前項の有価証券の紛失から弁済までの期間にお客様が売却した場合に得たであろう利益の金額については責任を負いません。

第 32 条（売買差損益金額の精算）

売買差損益金額が益計算となった場合は、その発生した日の最終残高をもって預り証拠金額（現金）に振り替えます。

- ② 売買差損益金額が損計算となった場合は、その発生した日の最終残高をもって預り証拠金額（現金）の範囲内で相殺するものとします。
- ③ 弊社は、売買差損益金額の預り証拠金額（現金）への振替又は預り証拠金額（現金）との相殺について、

預り証（現金）の発行を行わずに、本システム画面における表示によって預り証拠金額の残高を通知するものとします。

第 33 条（差引損金の請求）

売買差損益金額の損金と預り証拠金額（現金）とを相殺したにもかかわらず、売買差損益金額の損金が残った場合（以下「差引損金が残った場合」といいます。）、充用有価証券のお預り残高がないときは、お客様はその発生した日の翌営業日後までに売買差損益金額の損金の全額を入金するものとします。

- ② 差引損金が残った場合、その額がお預りしている充用有価証券の充用価額を上回るときは、お客様はその発生した日の翌営業日後までに売買差損益金額の損金の全額を入金するものとします。
- ③ 差引損金が残った場合、その額がお預りしている充用有価証券の充用価額を下回るときは、弊社が指定する日までに売買差損益金額の損金の全額を入金するものとします。
- ④ 第 1 項、第 2 項及び第 3 項において、当該指定日までに請求金額の入金が確認できない場合、弊社は遅延損害金として年 6 % を請求するものとします。
- ⑤ 当該指定日までに入金のない場合は、次のとおり処理するものとします。
 1. 充用有価証券のお預り残高のある場合は、お客様の計算において任意に充用有価証券を売却し、売買差損益金額の損金に充当します。
 2. 充用有価証券のお預り残高がない場合及び前号により損金に充当したにもかかわらずなお差引損金が残った場合は、法的措置を講ずることがあります。

第 34 条（相殺）

弊社は、お客様に対して有する債権で期限が到来したものと、お客様が弊社に対して有する債権を何時でも相殺することができるものとします。この場合、弊社は、お客様に対する通知、その他所定の手続を省略し、両者の債権を相殺することができるものとします。

- ② 前項の相殺を行う場合、弊社のお客様に対する遅延損害金については、弊社所定の料率を差引計算の実行日まで付するものとします。

第 6 章 雑 則

第 35 条（緊急連絡先）

緊急の場合の連絡先は、弊社コールセンターとします。尚、弊社コールセンターの営業時間は 8 時 30 分から 18 時までです。但し、本システムの稼働状況に係る問合せについては、18 時以降翌朝 4 時迄の間、別途定める連絡先にて対応いたします。

第 36 条（費用負担）

次の費用はお客様の負担とします。

1. お客様が、証拠金等を弊社指定口座に送金するために要する費用。
2. お客様が、充用有価証券を弊社へ差入れるために要する費用。
3. 差引損金が残った場合、当該差引損金相当額を弊社指定口座に送金するために要する費用。
4. 弊社が、預り証拠金等をお客様指定口座へ返還するために要する第 30 条第 6 項の規定による費用。
5. お客様が、弊社への預り証の返送、各種書類の郵送等のために要する費用。
6. お預りした有価証券の名義変更等に要する費用。
7. 倉荷証券の保管料、出庫料、その他倉荷証券に係る一切の費用。
8. その他お客様の負担となることに相当の理由があると判断される費用。
9. お客様の依頼により、弊社の発行する証明書費用

第 37 条（サービス内容の変更）

弊社は、お客様に通知することなく、本システムで提供するサービス内容を変更することがあります。

第 38 条（届出事項の変更等）

お客様は、本契約に係る届出事項並びに申告内容に変更が生じた場合、弊社所定の様式により直ちに弊社に届け出るものとします。

- ② 前項のお届出の遅延及び記載事項の誤りにより発生したお客様の損害については、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第 39 条（免責事項）

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、当該事由により生じたお客様の損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

1. 本システムの利用において、弊社がお客様のユーザー ID 及びパスワード等所定の手続きにて、お客様ご本人の確認をしたにもかかわらず、弊社の責によらない不正使用その他の事故があった場合。
2. お客様、プロバイダー、弊社、商品取引所及び金融機関のいずれかの通信回線、通信機器及びコンピュータ等のシステム機器等の障害又は瑕疵並びにこれらを通じた情報伝達システム等の障害、瑕疵並びに第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本システムの取り扱いの不能、遅延、誤謬もしくは欠陥等が生じた場合。
3. 弊社又は商品取引所における立会の延刻による遅延により、注文の発注又は受注もしくはそのいずれかが取扱不能又は遅延が生じた場合
4. お客様のユーザー ID 及びパスワードを第三者に譲渡もしくは貸与した場合。
5. 第三者がお客様のユーザー ID 及びパスワードを使用して本システムで取引を行い、損失が発生した場合。
6. 第 12 条及び第 40 条の注文代行入力遅延又は取扱不能となった場合
7. 第 19 条に基づき売買注文をお受けできない場合。
8. 第 20 条に基づき売買注文の強制取消しが行われた場合。
9. 第 22 条、第 24 条、第 25 条及び第 26 条の措置を行った場合。
10. 取引所の注文受付・取引時間帯に、弊社コールセンターの営業時間外により連絡が取れない場合
11. 法、関係諸法令、準則、本約款及び本サービス内容に変更があった場合。

第 40 条（本システム障害が発生した場合の対応）

本システムの障害により本システムが利用できなくなった場合において、弊社が他の手段にて商品取引所への発注が可能な場合、お客様は弊社コールセンターへ営業時間内に電話することによって、弊社所定の本人確認を経た後に売買注文を行うことができます。但し、受付ける注文は、通常の仕切注文（注文の種類は約定条件を「Fill and Kill」とするマーケット・オーダー）のみとし、電話以外の方法による注文はお受けすることはできません。

第 41 条（協議事項）

この約款の条項並びに取引内容について疑義が生じたときは、双方誠意をもって協議するものとします。

第 42 条（合意管轄）

この約款に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所もしくは東京地方裁判所のみを専属的管轄裁判所とします。

第 43 条（改定）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は弊社が必要として認めた場合には変更されることがあります。この約款が変更された場合には遅滞なくお客様にその内容を通知し、弊社は当該通知後にお客様が

本システムを利用された事実をもって、この約款の変更を承認したものとみなします。

以 上

注) 第 30 条第 6 項及び第 36 条 1 項 4 号については、平成 24 年 6 月 1 日より適用

施行日：平成 24 年 5 月 1 日